一般社団法人 研究営業アライアンス

定　款

２０２５年 ３月２１日 作成

第１章 総　則

（名称）

第１条 当法人は、一般社団法人研究営業アライアンス と称し、英文では、General incorporated association Technology Promotion Alliance　と表示する。

（事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

２ 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 当法人は、「研究営業により研究を元気にする」ことを目的とし、研究開発を事業化・商品化へと導く「研究営業」の普及推進活動を行い、研究現場の活性化を実現するとともに、科学的見地から研究営業のメカニズムを解明し、研究成果の実用化確率を高め、実用化を加速することに尽力する。

（事業）

第４条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴ 研究とビジネスマッチングを最大化するための研究営業アライアンスの事務局・運営活動

⑵ 研究活性化のための各種講演、研修会等の企画及び開催並びにコンサルティング

⑶ 研究成果の提供及び社会実装の効率化に貢献する商品・サービス・仕組みの企画及び開発並びにこれらのコンサルティング

⑷ 研究営業を対象とした学術研究の推進

⑸ 研究開発領域にかかわる人材の交流及び橋渡しに関する事業並びに職業紹介事業

⑹ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 社　員

（入会）

第５条 当法人の社員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得ることを要する。

（任意退会）

第６条 社員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第７条 社員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって、当該社員を除名することができる。
⑴　この定款その他の規則に違反したとき。
⑵　当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
⑶　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）
第８条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
⑴　総社員が同意したとき。
⑵　社員が死亡し、又は解散したとき。

第４章 社員総会

（構成）
第９条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）
第１０条 社員総会は、次の事項について決議する。
⑴　社員の除名
⑵　役員の選任又は解任
⑶　役員の報酬等の額の決定
⑷　各事業年度の計算書類の承認
⑸　定款の変更
⑹　解散及び残余財産の処分
⑺　合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
⑻　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）
第１１条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）
第１２条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、代表理事が招集する。
２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１３条 社員総会の議長は、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、代表理事がこれに当たる。

（議決権）
第１４条 社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）
第１５条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（代理）
第１６条 社員総会に出席できない社員は、他の社員１名を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（決議及び報告の省略）
第１７条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
２ 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第１８条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第５章 役　員

（役員の設置）
第１９条 当法人に、次の役員を置く。
⑴ 理事　３名以上
⑵ 監事　１名以上

（役員の選任）
第２０条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２ 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３ 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第２１条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２ 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行するものとする。
３ 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２２条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２３条 理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。
２ 補欠として選任された理事、又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時まで、又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３ 理事若しくは監事が欠けた場合又はこの定款で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２４条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）
第２５条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第６章 理事会

（構成）
第２６条 当法人に理事会を置く。
２ 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２７条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
⑴ 業務執行の決定
⑵ 理事の職務の執行の監督
⑶ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
⑷ 社員総会の招集の決定
⑸ 重要な規則の制定、変更及び廃止

（開催）
第２８条 通常理事会は、定期に、毎事業年度２回以上開催する。
２ 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
⑴ 代表理事が必要と認めたとき。
⑵ 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
⑶ 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
⑷ 監事から、一般法人法第１００条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
⑸ 前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）
第２９条 理事会は、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、代表理事が招集する。ただし、前条第２項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合は、この限りでない。
２ 理事会を招集するには、理事会の日の１週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
３ 代表理事は、前条第２項第２号又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
４ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第３０条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、代表理事がこれに当たる。

（決議）
第３１条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２ 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）
第３２条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）
第３３条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第７章 基　金

（基金の拠出）
第３４条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

（基金の募集等）
第３５条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議によるものとする。

（基金の拠出者の権利）
第３６条 基金の拠出者は、理事会で定める日までその返還を請求することができない。

（基金の返還の手続）
第３７条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第１４１条第２項に定める範囲内で行うものとする。

（代替基金の積立て）
第３８条 基金の返還をする場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第８章 会計

（事業年度）
第３９条 当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（剰余金の不分配）
第４０条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第９章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）
第４１条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（合併等）
第４２条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）
第４３条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議すること、その他一般法人法で定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４４条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、その帰属を決定するものとする。

第１０章 事務局

（事務局）
第４５条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１１章 公告の方法

（公告の方法）
第４６条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第１２章　附　則　（省略）

以　上